

「白山石川医療企業団障害者活躍推進計画」

令和2年3月

白山石川医療企業団

白山石川医療企業団障害者活躍推進計画

はじめに

本企業団では、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第36号、以下「改正法」という。）に基づく障害者活躍推進計画作成指針に即して、「白山石川医療企業団障害者活躍推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画に記載した取組を進めることで、障害者である職員の活躍の場を広げ、障害者一人ひとりがその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる職場づくりをし、ひいてはより良い医療・看護・介護を患者さんへ提供できるよう努めてまいります。

令和2年3月

白山石川医療企業団
企 業 長

1 機関名 白山石川医療企業団

2 任命権者 企業長

3 計画期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

4 本企業団における障害者雇用に関する課題

本企業団では、令和元年度時点で障害者雇用の法定雇用率を達成している状況である。

引き続き法定雇用率を達成するためには、定年退職等で減少する障害者雇用率を、計画的な採用によって維持することが求められる。

また、障害者である職員の定着や、個人の特性に合わせた活躍の場の創出には、さらなる体制整備や各種取組が必要であると認識している。

5 目標

(1) 採用に関する目標

【実雇用率】年度毎に規定の法定雇用率以上

(参 考) 令和元年6月1日時点の実雇用率：2.76%

(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理

6 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 組織面

(ア) 障害者雇用推進者として企業団事務局庶務課長（※本企業団における人事担当責任者）を選任する。

(イ) 障害者職業生活相談員は、その選任にあたり資格要件を満たす者の中から企業長が選任する。

(ウ) 障害者職業生活相談員のほか、所属長や産業医を含め、内容に応じた多様な相談先を確保し、職員に周知を図る。

(エ) 役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。

(オ) 障害者である職員を含めた障害者雇用推進チームを組織し、本計画について適宜意見を反映させる。

イ 人材面

障害者職業生活相談員に選定された者（選定予定者を含む。）全員について、障害者生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

ア 現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、意識調査等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 職務環境

(7) 新規に採用した障害者については定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

(4) 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

イ 募集・採用

(7) 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

a 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。

b 自力で通勤できることといった条件を設定する。

c 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

d 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

e 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

ウ 働き方

時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。